

## 住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会について

住宅・建築に関わる事業者の皆様の知識の向上、技術力の向上の支援を行うことを目的として、平成20年度より5年計画で実施してまいりました「住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会」も5年間で延べ84,138名の参加を頂き、都道府県の住宅・建築に関わる事業者の皆様に、ほぼ講習会内容の周知がなされ、当初の目的が達成されたと思われます。

そこで、住宅・建築関係事業者支援中央協議会幹事会において、同支援講習会の企画、開催等について、当面の間活動を休止することといたしましたのでお知らせいたします。

多くの方にご参加頂き、誠にありがとうございました。

住宅・建築関係事業者支援中央協議会 幹事会

住宅・建築関係事業者支援中央協議会 事務局

### 1. 住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会の目的

住宅・建築に関わる事業者の皆様の知識の向上、技術力の向上の支援を行うことを目的として、住宅・建築関係の一般社団法人等(以下「企画法人」という。)により、住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会(以下「技術支援講習会」という。)を、全国で開催する。

### 2. 住宅・建築関係事業者技術力向上支援講習会の実施体制・役割

#### (1) 実施体制

技術支援講習会を効率的にかつ効果的に行うためには、講習会全体を調整しつつ、各地域の要望に円滑に対応できるよう、各都道府県においては、講習会開催等についての関係業界への周知や要望把握、各種調整のため、関係業界団体(県レベル)や建築住宅センター等から構成されている都道府県住宅・建築関係事業者支援協議会(以下「都道府県協議会」という。)を活用する。

また、講習会の企画・技術面の支援を行う企画法人や関係事業者の業界団体等(全国組織)から構成される「住宅・建築関係事業者支援中央協議会」(以下「中央協議会」という。)を活用し、関係する団体に講習会内容等周知を図る。

下線付きの文字をクリックすると関連ページにジャンプします。

## (2) 役割

### 1) [中央協議会](#)

企画法人や関係事業者の業界団体等(全国組織)から構成され、以下のような事務を事務局が担当する。事務局は、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会内に置く。

- ・各都道府県で実施する講習会の計画案を作成し、都道府県協議会に示し、これに対する都道府県協議会からの要望をふまえ調整する。
- ・各都道府県で開催される講習会を運営する講習実施補助者の企画公募を行う。
- ・広報ツールの作成、講習会情報提供サイトの運営を行う。
- ・各企画法人における講師養成やテキスト作成等も含めた事業全体の進行管理を行う。
- ・中央協議会の構成団体(業界団体)では、傘下の団体等に講習会の開催について周知を行う。

### 2) 企画法人

講習会の各テーマを企画し以下のような事務を行う。

- ・担当する講習会のテーマ毎に、有識者等の協力を得つつ、講習会テキストや講習会プログラムを作成する。
- ・一部の講習会テーマについて、各地域から推薦等を受けた講師候補に講師向け講習会を実施する。
- ・各地域の講習会の主催

### [平成 20 年度 技術支援講習会](#)

企画法人	講習会
財団法人 建築環境・省エネルギー機構	住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会
財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター	住宅瑕疵担保履行法にかかる事業者向け講習会
財団法人 日本建築防災協会	木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会
社団法人 日本住宅協会	住宅の長寿命化に関する講習会
財団法人 日本住宅・木材技術センター	木造住宅(軸組構法)の構造計画に関する講習会

### [平成 21 年度 技術支援講習会](#)

企画法人	講習会テーマ
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会	長期優良住宅に関する技術講習会
一般社団法人 木を活かす建築推進協議会	木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会
	木造住宅(軸組構法)の構造計画に関する講習会
一般社団法人 日本サステナブル・ビルディング・コンソーシアム	住宅・建築物の省エネ法等に関する講習会

### 平成 22 年度 技術支援講習会

企画法人	講習会テーマ
一般社団法人 住宅性能評価・表示協会	長期優良住宅に関する技術講習会
一般社団法人 木を活かす建築推進協議会	木造住宅の耐震補強のポイントと実務講習会
	木造軸組構法住宅の構造計画に関する講習会

### 平成 23 年 技術支援講習会

企画法人	講習会テーマ
一般社団法人 木を活かす建築推進協議会	木造住宅の耐震改修に関する技術講習会
	木造軸組構法住宅の構造計画に関する技術講習会

### 平成 24 年 技術支援講習会

企画法人	講習会テーマ
一般社団法人 木を活かす建築推進協議会	木造住宅の耐震改修に関する技術講習会
	木造軸組構法住宅の構造計画に関する技術講習会

### 3) 都道府県協議会

各都道府県における関係業界団体、都道府県等から構成されている都道府県協議会は、以下のような事務を事務局が担当する。事務局は、建築住宅センター、建築士会等各都道府県の実情に応じて適当な機関に置く。

- ・中央協議会から示される講習会の計画案に対する関係業界の要望集約、該当要望の中央協議会への提出、調整を行う。
- ・各地域での講習会実施についての関係業界への周知を行う。
- ・各地域での講習会の共催を行う。